検索

行政訴訟

民事訴訟

行政不服申立て

年度別取扱事件数

様式集

東京都行政不服審查会

トップ

東京都行政不服審査会

東京都行政不服審查会

総務局トップページへ

連絡先

総務局総務部法務課

電話:03-5388-249

8

FAX: 03-5388-12

6 2

組織メールアドレス

S0000027(at)section.metro.to kyo.jp

(at)を@に変えて送信してください。

所在地

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎12階中央

東京都行政不服審査会

東京都行政不服審査会について

東京都行政不服審査会は、行政不服審査法81条及び行政不服審査法施行条例3条に基づき、知事の附属機関として設置された第三者機関です。

行政不服審査法に基づく審査請求が知事に対してなされ、審査庁が審理員意見書の提出を受けたときは、一定の場合(法43条1項各号)を除き、審査庁は、行政不服審査会に諮問しなければならないとされています。

行政不服審査会は、裁決の客観性や公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の適否を審査します。

東京都行政不服審査会委員について

委員名簿はこちら 部会名簿はこちら

議事概要

これまでに開催された審査会の議事概要を掲載しています。

答申

<u>諮問された案件に対する審査会の答申内容を掲載しています。</u>

関係条例等

行政不服審查法施行条例 東京都行政不服審查会運営規程

その他

行政不服審査会に諮問を要しない審査請求 事件の部会への配点について

サイトポリシー アクセシビリティ方針 個人情報保護方針 使い方ヘルプ 問い合わせ先

東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 東京都庁第一本庁舎 1 2 階中央 Copyright© 2014 総務局総務部法務課 All rights reserved.